

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 第07620009139号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

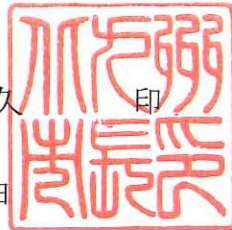
氏 名 株式会社 浜田

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 濱田 篤介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久 印



許 可 の 年 月 日 令和 8 年 3 月 2 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 3 年 3 月 2 5 日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）
以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

設置場所：北九州市若松区南二島二丁目5番1号

設置年月日：令和8年 3月26日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり 1.6トン（8時間）
金属くず 1日あたり 5.3トン（8時間）
紙くず 1日あたり 1.4トン（8時間）
木くず 1日あたり 2.5トン（8時間）
繊維くず 1日あたり 0.56トン（8時間）
ゴムくず 1日あたり 2.4トン（8時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり 4.7トン（8時間）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 8 年 3 月 2 6 日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有